別表第二(は)欄第一第十八号に掲げる建築材料の項第八号イ(2)中「五分の一以上」の下に「(膜構造用フィルムにあっては、伸び率十パーセント時の応力の基準値の五分の四以上)」を、「二十ニュートン以下」の下に「(膜構造用フィルムにあっては、一平方ミリメートルにつき二ニュートン以下)」を加え、同号イ(4)中「各糸方向」を「たて糸方向及びよこ糸方向」に改め、同号ロ(1)中「十五ミリメートル」の下に「(膜構造用フィルムにあっては、六ミリメートル又は十五ミリメートル)」を加え、同号ロ(2)中「三ミリメートル」の下に「(膜構造用フィルムにあっては、一ミリメートル)」を加え、同号ロ(4)中「各糸方向」を「たて糸方向及びよこ糸方向」に改める。

別表第三(は)欄第一第十八号に掲げる建築材料の項第一号中「製品」の下に「(膜構造用フィルムにあっては、同一の機械によって連続して製造された膜構造用フィルムの製品)」を加え、同項第二号中「基布の質量」を「膜材料及びテント倉庫用膜材料の基布の質量」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千四十六号

モーターボート競走法施行規則(昭和二十六年運輸省令第五十九号)第十五条第一項ただし書及び同項第一号の規定に基づき、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数を定める告示(平成二十六年国土交通省告示第七十一号)の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年十月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

第一号の表平和島競走場の項中「百八十日」を「百八十六日」に改める。

○国土交通省告示第千四十七号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十三条の十一第一項の規定に基づき、阪神国際港湾株式会社から大阪及び神戸における埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同法第四十三条の十一第八項の規定により、その内容を次のように縦覧に供するため、港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号)第十一条の六第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧の開始の日

平成二十六年十一月四日

二　縦覧の場所及び縦覧の時間

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号(中央合同庁舎第三号館八階)　国土交通省港湾局港湾経済課　午前九時三十分から午後六時十五分まで

神戸市中央区海岸通二十九番地(神戸地方合同庁舎五階)　近畿地方整備局港湾空港部港湾管理課　午前八時三十分から午後五時十五分まで

○海上保安庁告示第百二十三号

海上保安庁法施行令(昭和二十三年政令第九十六号)第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月二十八日　海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識(昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PL 82　なぐら」を「PL 82　なぐら　PL 83　かびら」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年十一月七日から施行する。

○海上保安庁告示第百二十四号

海上衝突予防法(昭和五十二年法律第六十二号)第十条第十四項の規定に基づき、分離通航方式に関する告示(昭和五十二年海上保安庁告示第八十二号)の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月一日協定世界時〇時から施行する。

平成二十六年十月二十八日　海上保安庁長官　佐藤　雄二

別表の62の2の表の次に次の二表を加える。

62の3　PANAMA太平洋沿岸分離通航方式

分離通航帯		
分離帯	通航路	沿岸通航帯
1　イからヘまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とヘに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面 イ　北緯8度45・42分西経79度25・44分の地点 ロ　北緯8度35・0分西経79度23・0分の地点 ハ　北緯7度45・0分西経79度23・0分の地点 ニ　北緯7度45・0分西経79度26・0分の地点 ホ　北緯8度35・0分西経79度26・0分の地点 ヘ　北緯8度44・7分西経79度27・0分の地点	トからタまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びトに掲げる地点とタに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面(分離帯を除く。) ト　北緯8度46・0分西経79度24・62分の地点 チ　北緯8度35・0分西経79度21・0分の地点 リ　北緯7度45・0分西経79度21・0分の地点 ヌ　左欄のハに掲げる地点 ル　左欄のニに掲げる地点 ヲ　北緯7度45・0分西経79度28・2分の地点 ワ　北緯8度35・0分西経79度28・2分の地点 カ　北緯8度44・0分西経79度28・0分の地点 ヨ　左欄のヘに掲げる地点 タ　左欄のイに掲げる地点	陸岸とレからナまでに掲げる地点を順次に結んだ線との間の海面及び陸岸とラからケまでに掲げる地点を順次に結んだ線との間の海面 レ　北緯7度33・6分西経78度12・84分の地点 ソ　左欄第1号リに掲げる地点 ツ　左欄第1号チに掲げる地点 ネ　左欄第1号トに掲げる地点 ナ　北緯8度56・48分西経78度58・52分の地点 ラ　北緯8度43・81分西経79度44・75分の地点 ム　左欄第1号カに掲げる地点 ウ　左欄第1号ワに掲げる地点 キ　左欄第1号ヲに掲げる地点 ノ　左欄第2号リに掲げる地点 オ　左欄第2号チに掲げる地点 ク　左欄第2号トに掲げる地点 ヤ　左欄第3号ヘに掲げる地点 マ　左欄第3号ホに掲げる地点 ケ　北緯7度12・39分西経81度47・88分の地点
2　イからヘまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とヘに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面(この号において「中央分離帯」という。)並びにトからタまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びトに掲げる地点とタに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面(この号において「側方分離帯」という。) イ　北緯6度57・0分西経80度27・0分の地点 ロ　北緯6度57・0分西経80度13・67分の地点	中央分離帯の北側の境界線と側方分離帯南側の境界線との間の海面及びワからヨに掲げる地点を順次に結んだ線との間の海面 ワ　北緯6度53・0分西経80度27・0分の地点 カ　北緯6度53・0分西経80度11・77分の地点 ヨ　北緯6度58・46分西経80度06・34分の地点	